

紛らわしい？軽減税率～醤油は8%みりんは10%～

平成31年10月1日施行の消費税法改正まで1年を切り、先般の閣議で首相が増税について明言しました。今回の改正の目玉は食料品等に適用される軽減税率です。業種によってはレジの入れ替えや受発注システムの改修などが必要になりますが、自社の対応はお済みでしょうか。

I 軽減税率とは

平成31年10月1日より消費税の標準税率は10%（国税7.8%、地方税2.2%）となります。しかし、低所得者層への負担軽減を目的として、以下の品目について軽減税率8%が導入されます。

- ・飲食料品（酒類・外食を除く）
- ・定期購読契約に基づく新聞

II 軽減税率の対象となるもの、ならないもの

軽減税率の対象とならない酒類とは、**酒税法に規定する酒類**をいい、外食とは飲食店業を営む者がテーブル、椅子、カウンターその他の**飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供**をいいます。具体的には以下のとおりです。

軽減税率の対象 8%	軽減税率の対象外 10%
特定保健用食品（トクホ）、栄養機能食品（サプリメント）	医薬品、医薬部外品
栄養ドリンク風の清涼飲料水	医薬部外品である栄養ドリンク
みりん風調味料、清酒風醸造調味料	本みりん、料理酒（清酒）
ビール風ノンアルコール飲料、甘酒	ビール、発泡酒
牛丼屋・ファストフード店のテイクアウト	牛丼屋・ファストフード店の店内飲食
そば屋の出前、ピザ屋の宅配	そば屋、ピザ屋での店内飲食
老人ホームにおける食事の提供	ケータリング、社員食堂、学生食堂

同じ調味料でもみりん、料理酒のように酒類が含まれると軽減税率対象外となり、また、飲料か医薬部外品かで軽減税率の適用が異なりますので、ファイト一発の「～D」は10%、元気ハツラツの「～C」は8%です。

III 一体資産とは

飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となって販売されているものをいい、以下の要件を満たす場合には、全体を飲食料品の譲渡として軽減税率を適用できます。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下であること
- ② 一体資産の価額のうちに含まれる食品の価額の占める割合が全体の3分の2以上であること

例えば、紅茶とティーカップ、酒とハム（おつまみ等）などのセット商品を開発し、軽減税率対象商品として販促をすることも可能かと思えます。

IV 区分記載請求書等・日本版インボイスの導入について

上記軽減税率の導入に伴い、平成31年10月1日より、区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。したがって、商品の売上時等には、取引先等に正しい区分記載請求書等を発行する必要があります。請求書等に「**軽減税率対象物品の譲渡である旨**」や「**税率ごとに区分した税込金額の合計額**」を記載し、取引先が発行した請求書等にそれらの記載がない場合には、自ら追記して請求書等の保存が必要となります。

このため、**区分請求書等に合致するレシートや請求書の発行のため、対応しているレジや受発注システムへの改修が必要**となります。

また、平成35年10月1日以降は適格請求書等（日本版インボイス）の導入が予定されています。

※**軽減税率対応レジの導入や受発注システムの改修にあたっては軽減税率対策補助金**がございました。

来年5月には元号の改元が予定されていますが、すべて平成にて記載しております。

